

新実祥悟

議長の許可を頂きましたので、通告の順に従い質問させていただきます。

一般に福祉といいますと、非常に幅が広く奥が深い、そして難しい施策を行っているという印象を持ちますし、事実そうでしょう。生まれてからお亡くなりになるまで、全ての人が生きている限り、各年代でそれぞれ必要とされる、世代を超えた市民サービスが求められています。言い換えれば、全ての人が持つ「生きる」という共通の価値観の中で、福祉施策は非常に重要な位置づけを担っていると言えます。しかしながら、このような中で、一般の市民の皆様が気付きにくい案件もあります。本日は、その内の一部分「障害者雇用について」だけ取り上げさせていただきます。

1、障害者雇用について

(1) 障害者就労支援

障害者自立支援法が施行されて 2 年目になりますが、この法律はこれまでの障害者施策が大きく転換され、「就労」という部分が前面に打ち出されています。そこで、蒲郡市としての「就労」に対する取り組みに伺います。まず

蒲郡市役所での雇用状況、教育委員会の雇用状況について伺います。

企画部長

平成 19 年 6 月 1 日現在、厚生労働省に報告をいたしておりますのでその内容をご説明したいと思います。身体障害者が 12 名、精神障害者及び知的障害者は 0 名です。配属先の主な内訳は本庁所内が、福祉課、保険年金課等 8 名、庁外は市民病院など 4 名であります。現在法定雇用率 2.1% に対しまして 1.8% ということで全体では、1 名の不足、これは非常勤職員が退職しまして募集しましたが、その 1 名が補充できていないという状況にあります。

新実祥悟

今後の取り組みと方向性についてお伺いします。

企画部長

身体障害者につきましては、非常勤職員での採用に向けて、毎年募集をしております。ここ数年は応募がない状況が続いております。今年の 4 月採用に向けましても、2 名の募集を行いました。結果的に応募がなかったという状況で、充足できませんでした。また知的障害者につきましては、平成 20 年 4 月採用に向けた実習も含めて生徒さんがお見えになって行いましたが、最終的には、ご本人から辞退ということで、採用決定には至らなかつ

たという状況でございます。このため平成 21 年 4 月の採用に向けまして、更に関係学校等に働きかけて参りいと思っております。少なくとも法廷雇用値が充足できますように、障害者支援センターにも相談しながら取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

新実祥悟

そうしますと、養護学校や福祉施設等に、これまでもしてきた様にこれからもいろいろの働きかけをしていくというご回答でよろしいでしょうか。

企画部長

特に具体的な確約の身体障害者につきましては、一般的、一般募集という形で行って参りましたが、知的障害者はちょっと特殊な部分でございますので、これにつきましては本人も、この養護学校・高等養護学校等々直接人事担当が出向きましてお話しさせていただき、または、実習等該当された方にお越し願ってやれるかどうかということ踏まえたうえでのご本人の意思を確認した中での決定という方向ですので、次年度以降も同様の形で対応して参りたいと考えております。

新実祥悟

市役所として、是非充足していただいて一般の企業の皆様の手本となる様な形で施策をとっていただきたいと思っております。いったいいつできるのか、ということもあると思いたすが、なるべく早くということでは一生懸命やっていただきたいと思っております。それでは、次に移らせていただきます。障害者自立支援法では市町村に障害者の就労に伴う相談支援事業の実施を義務付けていますが、蒲郡市はどのような取り組みを行っているのでしょうか。まず、相談支援事業についてお答えいただけますか。

市民福祉部長

相談支援事業につきましては、自立支援法の中で地域生活支援事業という形で位置づけがされておりまして、これは市町村の必須事業となっております。蒲郡市ではご承知のように、今年 1 月に浜町福祉センター内に、相談専門員を置きまして障害者支援センターを設置いたしました。その支援センターの業務として就労支援を実施してあるということでありまして、企業訪問あるいはハローワークとの連携をしまして支援に努めてあるということでありまして、障害者が一旦就職しても、継続就労ということが非常に難しい。そうした場合は、結局は雇用主の理解不足だとか、職場でのトラブル、あるいは本人の認識不足というようなことで、なかなかそうした継続就労というのは難しいものですからそうしたこともふまえて相談を受けてあるということでございます。

新実祥悟

たぶんご存知だと思いますが、これまで国や県の事業の方で就労支援員（ジョブコーチ）といわれる方がいらっしゃるわけですが、こういった方への支援要請はやっておいでになるかどうかお伺いします。

市民福祉部長

ジョブコーチにつきましては、この東三河に10名ほどおられます。独立行政法人の愛知地域障害者職業センターの豊橋支所と社会福祉法人等という所に所属してお見えになるわけですが、私どもの障害者支援センターでは、このジョブコーチの支援要請を行いまして障害者の就労支援に努めております。またほかにも、私ども蒲郡市単独で、豊橋にございます岩崎学園という所と、障害者支援、就労も含めてということで契約を結んでおりまして、直接私ども蒲郡市が岩崎学園からきていただくというような形で、ジョブコーチの支援要請をしておるとのことでございます。

新実祥悟

ありがとうございます。今のお話では、他市に負けられないような事業展開を蒲郡市がやられておるといように理解させていただきました。これからも、そういった方向でお願いしたいと思います。

（２）企業への対応

蒲郡市内における民間企業の障害者雇用の状況をお伺いしたいのですが、実は、本年7月13日付の朝日新聞インターネット版によりますと、「障害者雇用率、中小企業にも「罰金」未達の適用拡大」という見出しで記事がでました。これによりますと、「厚生労働省は当時7月13日、企業に義務づけている障害者の法定雇用率（従業員に占める障害者の割合＝1.8%）が未達成の企業に課される納付金の支払い義務を、これまで免除されていた従業員300人以下の中小企業にも拡大する方針を固めた。納付金は事実上の「罰金」で、大企業に比べ雇用率が低い中小企業の障害者雇用を促す狙いがある。今秋から同省の労働政策審議会で審議を本格化し、来年の通常国会に障害者雇用促進法の改正案を提出する考えだ。同法では（つまり現状ではということですが）、従業員56人以上の企業に法定雇用率の達成を義務づけ、未達の場合は従業員301人以上の大企業に限り、不足人数1人につき月額5万円の納付金の支払いを課している。」このように書かれています。つまり、今後は従業員56人以上の企業から従業員300人までの企業にも未達の場合には1人につき5万円の納付金という罰金が掛かるようになるかもしれないということです。これは、中小企業の方にはまた、大変お力添えを頂くこととなりますが、障害を持つ方には朗報です。そこで、お伺いしますが、現在蒲郡市にはこれに則するような法定事業所が何社あるかご存知でしょうか。

産業環境部長

豊川公共職業安定所蒲郡出張所にお尋ねしました所、雇用者の障害状況報告書義務のある56人以上の法廷事業所は48社と聞いております。

新実祥悟

その48社のうち法定雇用率がどのくらい達成されているかご存知でしょうか。

産業環境部長

同じところに聞いたわけありますけど、法定雇用率が1.8%に達成している企業は48社のうち21社ということでありまして、達成率は43.8%と聞いております。

新実祥悟

市としまして、こういった障害者雇用の周知だとか案内だとかこれまでにいったことがありますか。

産業環境部長

市は市役所の窓口でパンフレットやチラシ等を配布しておりまして、障害者の雇用に関する情報を「広報がまごおり」本年6月1日号に掲載しております。それから市内事業所の周知につきましては、蒲郡商工会議所が会報に掲載するほか、パンフレットやチラシ等の配布を行って周知を図っております。また、職業安定所が市とか会議所等で構成いたします雇用対策推進協議会を設けておりますので、その中でそういう話が出ます。

新実祥悟

そういった中でいろんな制度もある訳ですが、この中で障害者雇用調整金ですとか、報奨金制度、こういった雇用促進にかかる仕事というのは、厚生労働省の職業安定局の業務だそうですが、これに対する補完というのは、市の方でする予定があるかどうか、お考えがあるか伺います。

産業環境部長

先ほど、新実議員がおっしゃいました(従業員)56人以上の300人以下の企業について罰金といいますか、納付金を新たに創設するという話でございますけれども、現在、高齢障害者雇用支援機構が、この法律に基づきまして納付金をとって採用をたくさんしているところに対しまして、障害者雇用調整金というのを支払っております。いろいろな工場や施設を改造する場合でも補助金を支給することができるようになっております。したがって、周知等につきましては、私どもがやっておるわけでありまして、この納付金

を新たに徴収することにつきまして、蒲郡市ができるということにつきましては、今のところそういうふうには考えておりません。

新実祥悟

先程の記事にもありましたように、法律というのは時々によって変わってくるというように考えております。ですからまた、国、県の政策が違ったふうに調整されてくるようになる、そういったこともあるかと思いますので、その場合には素早い対応を是非とっていただきたいと思っております。これはお願いでございます。それでは次に、障害者が一般企業に雇用された場合、ジョブコーチの支援は法定上1年8ヶ月が限度となっておるときのいております。先ほど、5年を越える中期的、あるいは長期的な雇用を目指すべきだという市のほうの認識があると以前伺いましたが、こういったことに対して具体的な取り組みがあるのかお伺いします。

市民福祉部長

企業への長期雇用の取り組みということであります。私ども蒲郡市では今年7月に、障害者自立支援法に基づきまして「蒲郡市地域障害者自立支援協議会」を立ち上げました。この協議会は、蒲郡市内で障害者の雇用に対する理解のある事業所の方、あるいは、実際に雇用していただいております事業所、他にも私ども行政の関係ですと、福祉課のほかに児童課、健康推進課、学校教育課、あるいはその他としては県立養護学校、保健所、ハローワークと、そうした実務者の方が構成員になっていただいて、この協議会を立ち上げておるわけですが、この協議会の中で「ケース検討会議（こういう方がおみえになる）」個人的な検討会議等をやる、そういうような形の中で実践的な障害者支援を進めていくという体制作りをやっております。まだ、始まって間もないわけですがこれからこれが力をつけていくのではないかな、とおもっております。

新実祥悟

実は、つい先日、8月30日付の中日新聞なのですが、「自立支援法で苦境」というびっくりするような記事が目に入りました。記事の中身は豊橋の社会福祉法人「豊生、ら・ばるか」というところなのですが、これがインターネット関連事業所と業務提携したというものですが、その中で、特に注目されたのは、障害者が仕事を待っているばかりでなく、障害者自身が「何ができるか」というのを事業所のほうへ発信していかなければいけないのではないかという記事の内容だったのですが、今のご答弁いただきますと、「蒲郡市地域障害者自立支援協議会」があるとのことですが、こちらの中に障害者自身が入ってそういった声をだしていくというような、そういうふうなシステムになっているのでしょうか。

市民福祉部長

残念ながら、ここの中に障害者の方が入るということはありません。ですが障害者のそうした就労したいという声というものは、当然、私どものほうはアンテナを高くして聞き取っていかねばいけないのではないかと、というふうに思います。先ほどお話をいただいた豊橋の「ら・ばるか」という所も蒲郡の竹島のほうでお店をやっていただいたり、私どものほうの精神障害の一部の方と少し活動をしていただいたりしておる実績もございませぬ。いろいろな障害者だけではなかなか難しいところがあると思います。そうした支援団体とあるいは施設と連携をとりながらがんばってやっていきたいと、思います。

新実祥悟

実は、障害者の方からも企業の方からも要望があるのですが、「障害者の長期雇用を目指した相談窓口というのが、ちょっと見当たらない」と、たとえば、福祉課に行くと「ここではちょっと」だとか言われたことがあるという風に聞いたのですよ。実際、そういった方の声をどんどん拾い上げる、受け止められる窓口というのはどこになるのでしょうか。

市民福祉部長

先ほども申し上げました、「浜町の障害者支援センター」ここがこれからそうした長期雇用の関係につきましても、相談窓口として十分対応ができる場所というふうに思っております。

新実祥悟

浜町のほうでやっていただけるとのことなのですが、私の聞いている所ですと、あちらの相談専門員は一人しかいないと（いうことで）大変忙しいのではないかと、思うのですよ。1人で障害者本人、その家庭、福祉施設はもちろん企業のすべての方を受け持つということになりますよね。こういったのは物理的に無理があるのではないかと考えるのですが、どうなのでしょう、また、何か補充するとか手厚くする等、そういったお考えはお持ちでしょうか。

市民福祉部長

おっしゃるとおりです。私どもも、今日こうした答弁をさせていただいても、すぐに、支援センター、支援センターというようなことで、私どもが、支援センターを紹介する前に、最近では、障害者の方は、障害者同士の情報の中で、支援センターのほうへすぐに連絡をとっていただいておりますというのが現状であります。あそこにいる専門相談員は、非常によく動いてくれます。それで、大変オーバーワークではないかなと思うほどがんばっていただいております。ただ、あそこの運営というのは、相談専門員と指導員が二人おるのですが、この指導員の2人のうち1人が、精神福祉士の資格を持った男性で（これ、若手の職員で大変優秀であります。）この職員を今は同行させるような形で、相談のことを一生

懸命勉強していただいておりますということで、この職員に、私は、おおいに期待をしておりますところであります。ただ、今3人+臨時職員1人の4人体制であります。予算的には5人まで雇用できるだけの予算はつけてございますので、当然、5人という形で対応していけばいいのではないかなと思っております。また、これから更にそうした要望等、あるいは相談等、増えてまいりました場合には、そうした運営状況を見ながら、人員配置の方、考慮していきたいと思っております。

新実祥悟

今回のこの質問は、お金を出せばいいのだという観点からではなくて、実際、人としてのお付き合いの中で人がどれだけ本当に対応してあげることができるか、対応させていただけるかということで市としての施策も必要なのではないかと考えまして、質問させていただきました。今の部長からのお答えもございましたが、一生懸命もっと人を厚くしていただいて、障害者の就労支援のほうに対応していただきたいとそういうようお願いいたします。では、次の質問に移ります。

2. 新規事業に対する処分の枠組みについて

(1) 新規事業と市民サービスについて(指定管理者制度を例にして)

この質問を整理する為に、指定管理者制度のことを例に取り上げさせていただきます。まず、指定管理者制度における、指定管理者選定委員の方の構成についてお伺い致します。

総務部長

指定管理者の現在の選定委員の構成の内容でございますが、民間から応募いただいた委員さんが3名、それから市の方でございますと副市長、企画部長、総務部長、施設の担当部長4名、合わせて7名の組織でございます。

新実祥悟

まあ、そういった組織で行われているということは、実は私は、委員として活動させていただきましたので、中のある程度のことは存じておるわけですが、そういった組織立てをされているということは、私も賛同する所ではございます。ただ、そもそも何故、官民合同の選定委員会にしたのか、こういった所をもう少し詳しくお願い致します。

総務部長

指定管理者を決定するにあたりましては、やり方として、直接、市であるとか、あるいは教育委員会が候補者を決定する方法と、選定委員会の答申を尊重いたしまして決定する方法があるというふうに思います。選定委員会方式を採用している自治体、よその自治体におきましても、委員の構成が職員だけという所(自治体)も数多くあるというふうに承

知をいたしております。しかし、私どもでは、そもそも指定管理者制度というものが、民間の活力に期待をして、公共施設の管理を行っていかうというそういう制度というふうに理解を致しております。ですから、公共施設をお使いになる立場で、また、民間の状況をよくご存知の民間の方にお入りをいただいて、選定委員会を組織するのが最もふさわしいというふうに考えまして、民間の委員の方、内部の職員と合同の選定委員会というふうにさせていただいております。

新実祥悟

わざわざお尋ねしました（ことにお答えいただき）ありがとうございました。この官民で選定委員会をなさるといことですが、今年、私が実は退任させていただきました。その都合上、新たに一人の方を選任していただくことになりましたが、この選任の過程というのはどうだったのでしょうか。お尋ねします。

総務部長

選定委員会をまず組織するに当たりまして、民間の方とそれから職員とがバランスが取れるようなことを考えて組織を致しております。当初、先ほど申し上げましたように、市の側で副市長以下4名、民間で公募の方を4名以内というふうにさせていただいておりますが、新実議員もよくご存知のように、公募いただいた方が3名ということでありましたので先ほどの7名で最初18年度の指定管理者制度の導入につきましては、選定委員会を発足させ答申をしてきました。それで新実議員が選定委員を辞任されました後任の委員さんを、5月いっぱい募集させていただきましたが、この期間内には残念ですが応募いただきませんでした。しかし、その翌月6月に入りまして、応募者の方が見つかりましたので意欲等を小論文で書いていただいた中で、現在就任をしていただいております。選定委員につきましては、責任も重くまた無報酬でありますのでなかなか就任していただくことが難しい状況であるかなというふうに考えております。

新実祥悟

実際、この民間の3名の委員さんを決定するだけでも、大変難しかったというふうに聞いております。何か裏話のようなものも、実は聞いておるところなのですが、これも申し添えておきます。それで、これまでの間に会計士さんを入れてはどうかという話が、実はこの数ヶ月の間出てきておりまして、「ああ、それはいいことだなあ」というふうに思っていたのですが、今回会計士さんが入っていらっしやらないというふうに聞いておるのですが、これはどうなのですか。選定委員会のほうが市民の目から見て不利な立場として見られているから会計士さんが入らなかったのか、どんなふうで会計士さんが入らなかったのかお伺いいたします。

総務部長

今年度の指定管理者の選定に当たりましては、今年の4月から市の顧問公認会計士ということで大岩先生にご依頼を致しております。大岩先生に財務諸表のチェックなどご協力をいただくことと致しました。これは、イマジンの事件、財務諸表の見方ですとか、そういうことをふまえて、チェックを強化するためにしたのですが、私ども選定委員としては、あくまでも公募の民間の方3人と、副市長および部長でというふうに考えております。もう一点その公認会計士さんを選定委員としなかったことにつきましては、実は大岩先生からもこんなご発言をいただいております。「公認会計士が、選定委員になることによって財務状況が保障をされた、今後においても保障をされたかのような誤解を招かないように、選定委員となるべきではないのではないか」というような話を伺っております。それらのことを参考に致しまして、選定委員としてではなく財務関係の諸表をプロとしてチェックしていただくお立場で、ご協力をいただいております。

新実祥悟

私自身も、中に入らせていただいていたのですが、本年も新しい委員さんを含め、しっかりと仕事をさせていただいたと理解しております。ここに委員の皆様の労をねぎらうと共に、敬意を表させていただきます。どうもありがとうございました。

次に、GAC（蒲郡アスリートコミュニケーションズ）の選定ですが、形原の公園グラウンドの選定あるいは市の体育センターの方をこちら（GAC）が、運営の方を行っているということなのですが、当初、GACを選定された時“財務諸表”そういったものの評価で選定されたものなのかどうかお伺いします。

総務部長

GAC（蒲郡アスリートコミュニケーションズ）につきましては、新実議員にご紹介いただきましたように、平成18年度から公園グラウンドの指定管理者に指定をさせていただいております。これに先立ちまして、平成17年に応募していただきましたが、この団体は、設立が平成17年の4月1日であります。応募の時には、平成17年の4月1日から12月末日までの予算書の提出をいただいております。この内容を見ましてもまだまだ指定管理者の事業が始まっていないという、発足した当時の予算書でありました。ですからアスリートを選定した理由と致しましては、財務内容ではなく管理の姿勢ですとかあるいは、自主事業の提案等が優れていたから選定がされてきたというふうに理解しております。

新実祥悟

先ほどの引き続きでございますが、新規事業と市民サービスについて、質問させていただきます。

先ほど部長さんからご答弁いただきましたが、GACは財務諸表を中心に選定され

たのではないと、市民サービスの向上があるかどうかを中心に選定されたというご答弁でした。私もそう思っております。では、破綻先のイマジンの場合は、同様に決算書を中心に選定したのかどうか、GACと比較してどうだったかお尋ねします。

総務部長

有限会社イマジンからは、平成17年度の応募のときに平成16年の1月1日～12月31日までの決算書の提出をいただいております。この内容を見ますと、売上高が3093万円、当期の利益が219万円となっております。当時イマジンには、市民会館の舞台管理の仕事をやっておりましたので、事業内容からすると、適切なものであるというふうに判断をしていました。いっぽうアスリートコミュニケーションズは、先ほどご答弁申し上げましたように、予算書の段階であり、決算というものはまだ出されておりました。ですから単純な比較はできないと思いますがGAC、イマジンにおきましても財務内容だけによって選定が左右されたというふうには考えにくい。プレゼンテーションの中で提案ですとか諸々のことによって選定がされてきたというふうを考えております。

新実祥悟

そのとおりだと私も認識しております。イマジンの選定にあたっては、その時点では、イマジン自身に落ち度というのはいささか見られない状況であったと思っております。あえて言うなら決算書、予算書等を重視していたならGACが選定されるということにはなかったとも思っております。もしその場合には、GACが現在行っている形原の公園グラウンドの無償による芝生の交換ですとか、体育センターの方の、今、市民サービスの向上につながる大きな自主事業等を行っておりますが、こういったこともGACが選定されなければありえなかったのではないかとこのように考えております。そういう意味ではすばらしい選定だったのではないかと、自分自身自負しております。そういった中で選定委員会の選考方法の評価というのをどのようにお考えであるか自己評価で結構ですのでお話しいただけますか。

総務部長

指定管理者の選定にあたりましては、単純な入札ではなくて金額以外の要素、管理の姿勢ですとか、具体的な運営方法、団体の収支計画等、総合評価となりますので、私どもと致しましては、蒲郡市のような選定委員会方式がふさわしいというふうに考えております。先ほども申し上げましたように、選定委員会の構成におきましても民間の方と内部の職員とでバランスよく組織をしているというふうに思っております。ただ残念なことに、評価しなければならない要素の中の団体の財務状況につきまして、結果としてイマジンの事件がありました。そのような観点から、不足する部分におきまして、今年度は顧問公認会計士の点検の導入を致しております。事前に各委員さんには応募の資料をお渡しいたしましたし

て、それぞれでご点検をいただいた後、追加資料等の要求もいただきました。また公認会計士からは、追加の必要書類の指摘、あるいは、注意すべき点なども指示をいただいております。こうしたチェックの後、各応募者からのプレゼンテーションを受け、質疑の後で選定作業をいたしております。その場には今回から公認会計士も同席をしていただきましてアドバイスもいただいております。私の口から言うと言いすぎだとおっしゃるかもしれませんがこうした流れを考えましても、現在の選定方法が最良の方法ではないかというふうに私は思っております。

新実祥悟

破綻してしまったイマジン選定に関しましては、何度も申し上げますが、選定委員であった私としましては、責任を痛感しております。ただ、当局のお考え通り手法としては間違っていたとは思いませんし、また、イマジンの結果をふまえて新しいやり方、今後に向けたやり方を一生懸命考えてくださっているということでこれは本当にありがたいと思います。このように市民サービス向上や経費節減の為、これからも選定委員会というものを私自身応援していきたいと考えております。また、市民の皆様にも応援していただきたいと願っております。次に

(2) 執行責任者の選任について、お伺いします。

(今、イマジンのお話をくどくどとさせていただいたのですが、また、これもくどくどと取り上げさせていただきます。)

今年、7月25日にイマジン関連につきまして、市の職員さん等が、処分されたという新聞報道がありました。この処分の対象と内容について、誰がどういうふうにして行ったのか決定の理由は何なのか、という所を、お伺いいたします。

企画部長

平成18年度の出納整理期間が終了したことに伴いまして、蒲郡市が受けました損害が一応確定したということで懲戒審査委員会の事務局である企画部の人事課がこの処分の審査対象として委員会を開いてもらうようにして開いたものであります。この決定の理由であります。副市長を「けん責処分」、当時の生涯学習課長を「戒告処分」といたしました。これは先ほどの第65.61号議案の所でも、人事課長のほうから議案説明で触れさせていただきましたけれども、このイマジンの破綻に伴う指定管理の、指定取り消しに至るまでの手続きを含めまして、蒲郡市が市民の皆様から信用を損なったと、これに対する処分ということで、この処分の程度におきましては、過去の事例等を参考に慎重に審査した結果、このような処分結果という形で審査したものであります。

新実祥悟

副市長が「けん責処分」ということですが、新聞報道によりますと選定委員会委員長と

しての副市長というふうに書いてありました。これで間違いないでしょうか。

企画部長

選定委員会委員長としての、副市長としましていわゆるイメージを選定したということですが、結果としてこのような問題があるという形の中で、委員長である副市長が処分を受けたというようなことであります。

新実祥悟

だれが責任を持つかという所では、第一義的に責任を持つのは、私はイメージだと思います。そういう認識があるかどうかお尋ねいたします。

企画部長

認識的には、いわゆるこのような結果をもたらしたイメージでございますが、市の方の処分と致しますと、委託先に処分ということには参りませんので、それを先程来申し上げている形の中で結果として、職員の処分に至ったわけであります。

新実祥悟

生涯学習課の課長が、文書による注意を受けたということですが、現場の判断というのが大変難しい局面におかれたのではないかなと、考えます。たとえばお金を支払っていいものなのかどうか、そういったことを全て含めて、ただ単純に「これはお金を払ってしまったからいけないね」というのではなくて、私は、見方をもう少しかえるべきだと思いますが、たとえばイメージが破綻した時に中電から電気を切られる（止められる）ということ、もし切られて（とめられて）しまったら、市民会館の業務は中断してしまうんですね。一番やってはいけないというそういう出来事を実際には回避したということがあるのですが、こういった回避したということに対する評価というのを与えてもよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

企画部長

このイメージの破綻が表面化しましてから、いわゆる指定管理の取り消しまでの手続きに関しましては、市民会館の利用者、市が職員にすぐ切り替えたという中で利用者の方には最小限の影響ですんだかなというようには考えております。しかしながらこの対応を含めまして市の信用を損なったという事実には変わっておりませんので相対的ないわゆる、この間の諸々の処分の対象、内容、対応等々を含めた中で過去の事例とか諸々の判断をした中で、今回の処分決定をさせていただいたということで、ご理解願えればと思います。

新実祥悟

そういう中で、処分があったということですか。新規業務に対する職員さんの意欲という所で伺いますが、たとえば市民会館の場合ですが指定管理制度にのせて「外郭団体に出してください」とそういうお話があって「それなら何とか出しましょう」と（いうことで出てきた案件） そのように聞いているのですが、実際、現場では（今後のことにつながるとても重要なことですが）「市民会館を（指定管理者に）ださなければ、こんなことにはならなかったのだ」とそういう意見も聞こえてきています。そういう後ろ向きの声がどんどん起きてきたら大変なことになると思われます。そういった声は、行政の方に聞こえていますか。

企画部長

こいいう（「やるきがなくなる」といった）声は、直接わたくしどものほうにはとどいておりません。この市の職員は一応行政改革の必要、今、このご時勢ですのでやはり市民サービスを第一に考えた場合、費用対効果等々も考えた中ではやはり、行政改革の必要性を十分認識しておると思っておりますし、また、認識してもらうような研修等々も行っておるわけですが、そういうことからこの処分をしたことに伴いまして、新規事業は「処分されるでやだ」というような後ろ向きな考えは、影響度は少ないかと、やはり職員ですので、公務員、公僕であります。市民サービスを第一ということで、新規事業を始めることだけでなく常日頃からあくまで失敗したらどうかという前提よりも、いかにこの与えられた事業をうまく処理して市民サービスにつなげるかということに第一義に考えていると私は思っておりますので、そうした中では、今回のこともやはり、足りないところは反省の糧と致しまして、今後につなげていくという形で職員は思ってもらえると、思っておりますのでそういう面では先ほど申し上げたように意欲とか積極性がこれによって減退するということは当然思っておりませんし、また思ってもらっても困ると認識しております。

新実祥悟

まったくおっしゃるとおりです。これによって意欲が減退していただいても困るわけです。ただ、人の心は実際、現場で働いている人は、人であって機械ではありませんので、やっぱりどこでどう思うか、というところは本当にきちんと把握していかなければいけないのではないかと思います。そういった中で今後（このような指定管理者制度の例でいきますけど）「新しい施設を出してください」ということを言い続けていくことになると思うのです。まだ一応、訴状にのっぼっている案件が、何件かあると聞いておりますので、そういった時に「じゃあ本当に（指定管理者選定委員会に）出せるのか、出せない理由探しをしてしまうのではないか」まあ、そんな心配もしているのですが、これ、引き続き図書館や他の施設など出していけるのでしょうか。

企画部長

これにつきましては、今回の指定管理（者制度）に限らず、程度の差はあれいろんなことが、新規事業ですと、当初思ったこと以外、想定外の事案が常に発生すると思われまます。この想定外の事案が発生した場合においても、やはり事業を担当する所管課があくまで最善の対応を、という形で処理していくという形の中でやはり今、蒲郡市の置かれた立場でいいまますとやはり「自分たちが負の要素、失敗する要素があるから、この事業はやめだ」とか、そういうような職員であってはならないと思っておりますので、こういうことのないような形の職員の育成につきましても、人事研修等も含めまして、真に市民の方から信頼される職員の資質作りにまい進したいと思っております。

新実祥悟

是非そのように、お願い致します。ただ安易な責任論を展開する場合、いろいろなことで第一歩目から大きな障害になる可能性もあるとそういうふうに考えております。今回、指定管理者制度、選定委員会委員長が処分をされたということで、私は認識しているのですが、正直言いまして委員長の対応には強い責任感、正義感こういったものがあつたと実際には感銘しておるところです。ただ委員長が処分を受けたということは委員会が処分を受けたと同義だと思っております。そういう場合に、民間委員さんというのは、善意で委員として仕事をしてくださっておるわけなのですが、その方たちへの配慮があつたかどうかお尋ねします。

企画部長

民間委員さんへの配慮という点でございますが、先ほど総務部長も申し上げたとおり委員さんは、無報酬で難しい判断をしていただいておりますということで、大変感謝しております。この中で、いわゆる選定委員会でプレゼン等を聞いた中で、その段階での各委員さんの中で最善の判断をされたものということは、各委員さんたちに対してどうこう言えるものではないという認識は持っておりますし、また、ただ行政であります市としましてはやはり、結果論としましてこのような、先ほどらい申し上げております、市民の皆様への影響等もあつたということで、委員長であります副市長がけん責処分ということで副市長のほうもそういう意向をお持ちです。そういった形の中で一応の責任を取らせていただいたということと認識しております。

新実祥悟

実はこの処分の記事というのは、中日新聞のほうに突然出てきたということで、これを民間委員さんは知らなかったわけですし、そのときに強い抗議の声を私自身いただいておりますが、そういった抗議の声というのは、当局側にも入っているのではないかと思っておりますがいかがですか。

企画部長

確かに、委員会の民間の委員さんからそのような声があったと聞いております。ただ、これはいわゆる口頭で「処分に対して不満だよ」というような声があったということは聞いております。

新実祥悟

いずれにしましても、民間の委員であろうとだれであろうと、各々一定の責任があることは間違いないと思っております。ただ、瑕疵（かし）があったわけでもないのに選定委員会として処分されるのはどうなのかな、認められるのかな、あるいは甘んじてそれを受けらるなら、「議会の責務」というのは、ここまにで言及せざるを得ないなと思っております。というのは、選定委員会というのは、単純にそこで選定された団体を決めて、それを市長に答申する、あるいは教育長に答申する、この場合（市民会館の場合）は教育長に答申するということでしたが、そのように答申されたのですが、実際裁可したのは、この議会だと私は思っています。裁可した責任を考えた場合、選定委員会に私は瑕疵（かし）がないと思っておりますが、瑕疵（かし）がない選定委員会に責任がどうなのかということで、責任を負わせたということは、瑕疵（かし）がなかった議会のほうにも責任を負わせるべきではないのかと、思えてしまうのですが、たとえば、議員一人ひとりどうなのかということをお自身考えた時に、4年に一回ずつ選挙というのがあります。この選挙の中で自分の実績を有権者の皆様にお話して何か問題があればこういうことがありました、あるいは、これからやりたいことがあれば、こういうことをやりたいのです。そういうことをご支持をいただいて議席をお預かりすることになると考えております。私、今回、選定委員としてやらせていただいて、4月の選挙の中でも皆さんに訴えさせていただいてきたことは、「是非、蒲郡市のために、財政再建のためにこの指定管理者制度にいろんな施設をのせて、予算の削減に努めましょう」、あるいはまた「施設の統廃合もやりましょう」、で「こういったことというのは皆さんやるべきではないでしょうか。みなさんやらせてください」と、そういうふうにしてお願いしてきました。もちろん市民会館は、たいへんなことになってしまいました。ですが「いかがですか皆さん、これはこれからも続けるべきではないでしょうか」そういうふうにして訴えさせていただいて、2300人あまりの有権者の方に指示していただいて、「やってこい」「おまえの言うとおりにじゃないか」「是非、市議会の場で蒲郡市のために仕事をして来い」そう言ってくださったのだと私は思っております。そうではなくて、今回、委員会として、処分を受けるような形になってしまおうと、私は信任されたと思っていたのにそうではないというふうに皆さんは思っているのか、どうなのでしょう。そうした場合、選定委員会というのは本当に意義のあるものなのかどうなのか、疑わしく思えてしまうのですが、選定委員会というのは本当に意義があるものなのでしょうか、もう一度お伺いします。

副市長

私も今回の場合その当事者の一人でありますので、答えにくい部分もあるわけですが、3つほどお答え致します。責任論はいろんな責任がございまして、いわゆる法律的な責任、政治的責任、行政としての責任とか、道義的責任等いろいろあります。こういう場で議論をするのは、法律的責任+ ということでありまして、その他の責任については、違う所で議論をされるべきではないのかな、というふうに思います。そういう意味でいきますと、委員会そのものだけのお話を申し上げますと、委員さんは、私は委員長だったので、また言いにくいわけでもありますが、先ほども議論がありましたように、そのとき得られた情報でもって十分な意見を通していただいて、ただやってきた結果として、市民の皆様方にご迷惑をかけるような事案が出てきてしまった。そういう結果を受けて、じゃあその経過はどうだったんだろうか、ということを検証した結果、当時の生涯学習課長については、契約事項についての十分な運用がなされてなかったということでもって戒告という処分をされました。それから、私が「けん責」ということは、委員長という形で、その肩書きでお受けいたしましたわけではありますが、委員さんは、民間の方もおれば行政の形もおります。当然議論としてあるとすれば、民間の方は別にしても、行政のものもおるわけですから、これも私と一緒に処分というのが、本当にあるならそうだと思うのですが、そうではなくて、一つの結果というものを受けて、それについてのけじめをどこでつけるかという考えをした時に、それはこの委員会を代表する委員長という役職、たまたま私でありますけれども、そのものが一つのけじめをつけるということで今回そうさせていただいたわけでありまして、その民間を含め、あるいは行政の指定管理の選考委員の一人ひとりに責任があるという判断を、今回は致しておりませんので、その辺についてもご理解をいただきたいというふうに思います。それから先ほど議会の云々という話もございましたが、議会の皆様方につきましては、時として個別的には、法律的責任を問われる場合もあるわけではありますが、主に政治的責任を負われるということであると思いますので、先ほどの議論でいきますと、そこは少し場面が違うのではないかという理解を致しておりますので、ある意味では大変難しいかもしれませんが、簡単に言うと市民の皆様にご迷惑がかかる事案が起きたので、実務者としての立場にあるものが戒告処分を受けて、そして事業者を決定したという委員会の「シンボル」というと少し違うかもしれませんが、そういうものが一つのけじめをつけるために「けん責」というのを受けました、とこういうことでご理解をいただければと思います。

新実祥悟

私自身先ほども申しましたが、選定委員会も議会も善意の当事者だと、そういうふう理解しております。で、善意の当事者だということですね、一般的、法的に、もし簡単に考えた場合、窃盗された物品（盗品）の売買の場合を考えていただければ簡単なと思います。これが盗品であると知らずに売買してしまった場合、これもそのかたは、善意の当

事者であると思うのですが、こういった場合、こういった処分をされるのか、もし事例があればお話をいただけますか。

企画部長

この場合行政につきましては、何らかの責任がどうかによってのいわゆる懲戒処分の対象となって判断されますが一般的には善意の当事者かというのは諸々の細かい条件によって判断されますので、今、議員がおっしゃられたとおりにやはり裁判所等の司法判断という形の中で検証されて、いわゆる善意の当事者かそれとも、善意でない通常の当事者か判断されるものであるというようなことで認識しております。

新実祥悟

諸々の判断がされるという話で、本当に善意であれば罪は問われないというふうに私は理解しております。で、そういった司法の場合におきまして、刑罰の枠組みというものが実際にあるわけですね。そういった刑罰の枠組みといった観点から考えて、今回のような指定管理者制度のような(目新しい)実際大きな事業だと、それも新規事業の場合ですね、責任を明確にしておいて、処分の枠組みをつくっておくべきではないのかと思うのです。責任の所在ということで考えた場合、本事案というのは、想定外であったというふうに私も認識しますし、ある程度むしろこんなことがあったらということを考えていた部分もあるかもしれませんが、(それに対して)何の準備もなされていなかったと私は思っています。そうした場合、責任の所在を明確にするために、こういった場合には新規事業のための執行責任者というものを選任して、そして処分の枠組みを作ってそれで業務に当たるこういうような形のものというのはいかなるものなのでしょうか。

企画部長

今、議員がおっしゃられた各事業、新規事業もやはり種類によっては、まったく違う部、いわゆる管理部門、(それが建設も含めていろんな新規事業があります。)ですから、その新規事業によってはやはり対象となる、それからどこまでが責任だとかいう部分で、それをいわゆる執行責任者ということで、第三者をもうけても、そのものがいわゆる市の職員の何らかの肩書きの者であるとなると、本来の業務外になります。ですから、目も当然行き届かない場合もありますので、基本的には新規事業をやった場合には、その新規事業を所管する長、または部長とかそういう所管するところで、いわゆる先ほどから申し上げましたとおり、市が新規事業をやる場合に(あくまで失敗する前提ではやっておりませんので)うまくスムーズに、より効果のあるようにと考えておりますので、あくまで結果論としまして、それに不都合があった場合には、その程度、状況に応じた形の中で判断するというので、今、現在責任者を設けて、どうこうということは考えておりません。そのケースバイケースの種類が多すぎますので、今そこまでのケースを決めた責任者というの

を選定(するの)は、困難かなという認識を持っております。

新実祥悟

そういうお話ですが、先程、副市長のほうから「委員会の委員長としての処分を受けたのであって、委員さん一人ひとりの処分ではない」とそんなお話しを頂きました。その代表としてということで、市の職員の方中に入っておったわけですので、そういったところも含めておるのかなあという認識でおられるというお話しでしたので、では、やっぱり民間の委員さんの分も含まれているのかなとそんなふうに思えるのですよね。今回、この処分は本当に何の枠組みもなく行われたということで、私としては、この処分の撤回ですとか見直しを求めたいと思っておりますが、そういったことはありますか。

副市長

先程の一つ前の質問ですが、「新しい事業について枠組みを設けて、それについては、責任者を設けてそこが何かやったときには、それに対する懲罰の枠組みを設ける」と、こういう話だったのですが、私としては少し違うのですが、一般の公務員については、地方公務員法と地方自治法、私ども市長と私については、地方自治法と特別法によって、ここまでやったら、これ以上やったら処分しますよという枠ができております。逆に言うとこれ以内であれば処分しないということになっておりますので、それで安心して職員は仕事をしていけるので、これに違うのをつけると、特別職になってしまうので、それ以上のものはできない、それから、仕事をやる場合は、今回、指定管理は総務部ということでやってきておるわけですが、各部がこうして分かれているというのはそれぞれの部で新しい仕事もやり、今までやっていた仕事の継続もしていく、その中で成功もするし、失敗をする場合もある。だからそれはその時の、管理職である最高は市長ですけれども、市長が責任を負う場合と、私(副市長)が、責任を負う場合とあるいは各部長、各課長が責任を負う場合と段階になっておりますので、そういう中でやっていくという組織で現行われておりますので、特別なものをそこで造るということではない、プロジェクトチームというようなものを造れば、そのトップがその責任を負うということになりますが、新実さんが言われた特別なチーム、特別な執行責任者ということではなくて、既にうちの役所だけでなくよそも役所でもそうですが、その部長、課長、補佐、係長があることによって、誰が責任を取るかというのは、明確に決まっておるとこういうことであります。それから最後のご質問ですが、どうしても「選考する委員会の一人ひとりが責任を問われて、義務が果たされないで責任を問われているのではないか」という前提でのお尋ねですが、そういうことではなくてですね、「一つの結果が起きました」これに対して誰がどういう責任をどこまで追うか(これも私は自分でありますので言いにくいのですが)私が委員長としてけん責処分を受けなくても、世間は許してくれたのかもしれない。ただし、これを決めていく為には、委員会がこれを決めたから、ここへ行ったというのがあります。じゃあここか

らこっちの委員さんたちが不真面目だったとか責任義務を果たしてなかったというところではないのです。一つのけじめとしてその一番ギリギリの所で委員長としてのけん責をしたということなので、委員長がけん責を受けたからといって、各委員さんが十分な義務を果たしていなかったと、こういう認識は致しておりません。もし、そうでなくて義務を果たしていないということであるならば、法律に基づいて少なくとも、行政側の委員については何らかの措置をしたということでありますので、それがしていないということは、各委員さんに責任はないと、こういう前提で今回の処分を行ったとこういうご理解をいただきたいと思います。

新実祥悟

なんとなくわかったようなわからないような（感じ）ですけど。実は、私は保護司という仕事をさせていただいております。保護司の血が流れておりまして、そういうところで後付けの責任論ですとか、処分ですとかそういう言葉にすごく違和感を覚えるわけなんです。そこでどうしてもここはやっぱりこういう話はさせてもらわなければいけないのではないかなあとお思いまして一生懸命やらせていただいております。少し保護司の仕事もお話させていただきますが、保護司は保護司法に規定された無償のボランティアです。現在私は9年ほど勤めさせていただいておりますが、まだまだ中堅といわれるには5～6年かかります。保護司の職務と致しましては、主に保護観察、環境調整、自主事業として、犯罪防止活動の3つに分かれますが、現在犯罪被害者支援について議論されているところでもあります。こういったことも、もしかしたら、被害者支援ということもやるようになるかもしれません。まず犯罪防止活動としましては、保育園父母の会との対話集会、中学校での事例研修会、生活指導主事の先生方との情報交換会、社会を明るくする運動強化月間での活動、こういったことをやっております。環境調整というのはちょっとわかりにくいのですが、刑務所や少年院に入所している人に対して、社会への受け入れのための調整をする業務、何故これが必要かといいますと対象者は親兄弟親族すべてに迷惑をかけみんなに嫌われているものもいます。このような場合、出所後の引き受け先が簡単には見つかりません。そこで保護司が調整に入ることとなります。多くの場合就労についても管理します。先ほど身障者の就労についても伺いましたが、こちら、保護司の場合は大変難しい案件というふうになっております。次に保護観察ですが、これは非行や犯罪をし、裁判所によって保護観察処分を決定された人に対応するものです。対象年齢は、14歳以上であって、もちろん成人も含まれます。犯罪等もまちまちですが、暴走族から暴力団関係者までいろいろな人がいます。観察期間もまちまちですが、たとえば無期懲役で、仮出所した人では残されたすべての人生すべてということもあります。保護観察で気をつけなければならないことは、保護司が処分を下しているのではないということです。保護司は対象者と共に、保護観察を受けその痛みを分かち合い二度と犯罪や非行に走らず、過去の過ちを補っても余りあるすばらしい人生を手に入れるようお互いに目指すものであります。対

象者によっては、保護観察中にミスをすることもあります。しかしだからといって、すぐに処分につなげるなどということはありません。必ず保護司が受け止め、対象者の心の叫び、声なき声を聞き、お互いに理解を深め常に前向きに進むことを目指しています。そこには、一般受けしそうな心地よい正義感というのは似合いません。こういった考えがあるからこそ、今ここでこの処分の話をさせていただいております。私の常識としては、責任論や処分はすでに存在する枠組みで行っており、更生等、対象者と共により良き明日を目指す保護司としては、今回のような不備のある処分は受け入れることができません。そこでもう一度伺います。処分の撤回、見直しということはありませんか。

副市長

処分に対する見解が少し違うかとも思いますが、今回私どもがさせていただいたこの処分については撤回をする気はございませんし、撤回は致しません。

新実祥悟

ちょっと粘らせていただきます。ここで保護観察事件の事例をちょっと披露させていただきます。

「私の愛すべき対象者」

17歳の彼が)初めて私の元へ来た姿は、まるで“俺は、悪なんだ”といわんばかりのいでたちだった。金色に美しく染め上げたモヒカン狩りの髪の毛、眼光鋭く、雪駄を脱ぎ捨て挨拶もなく、上がりこむ様子にどこか開き直った潔さを感じた。と同時に実は大きな衝撃を受けた。私の持つ常識を当てはめることのできない世界がそこにはあるように感じた。人から見ればその場のしばしの静寂は、私たちが四つに組み、にらみ合っているかのようで、その実ただ私が言葉を失っていただけのことである。彼が家庭裁判所から受けた決定は交通短期保護観察、事件の概略は無免許で400ccのオートバイに乗り信号無視して対向車と衝突し結果として彼の同乗車に六ヶ月の大けがを負わせたというものだ。処遇は・・・

(他議員の挙手あり)

○波多野議員

通告にないというか、関連のないような質問をされているような感じが致します。

今、質問者は、通告に関連のないような質問をされているような気がいたします。よって議事進行をお願いします。

○議長

新実議員をお願いいたします。今、議事進行がかかりまして、私も言おうかなと思った

わけですけど、やはり質問にないことだけは避けていただきたい、一般質問ですから、あくまでもそれはお願いいたします。続けてください。

新実祥悟

実は・・・まあこれはやめるとしまして、この事例報告をさせていただく中で、何故私が処分の撤回を求めているかというこのご理解いただきたかった。そういうことでこれをさせていただいておるのですが、先般の処分でも少数のものに責任を問うのではなくて、全員で痛みを分かち合うべきではないでしょうか。そういったことを言いたかったがためにこれを読ませていただいていたわけですが、もちろんそういう中で、まだほかにも用意させていただいておったわけですが、たとえば責任論を展開して積極的な職務遂行は期待できないのではないかと、こういったことも思っています、これも強調したかったなあ、つまりですね、保護観察でもそうですが、罰則ありきで対象者に向かっていたら更生を図るとするのは非常に難しいものなのです。人の心というのはそういうものです。先ほど企画部長のほうから職員はこうあるべきと、そういう話をいただきましたが、こうあるべきと言うことが本当にできるかどうか、ということをやっぱり考えていただきたい。人の心ですので、そうあるべきではあってもそうでなくなってしまう可能性もあると思うのです。ですから何度も申しますが、再度、再々度見直しの撤回を求めているわけなのです。また、先般のイマジンに対するものでもありますが、このイマジンに対して、実際には資産内容ですとかを調べるというところでも、法的調査というのは難しかったと思いますし、実際にはできなかつたと思います。こういったものを知っているのは、銀行ですとか、そういった所だけだったのじゃないかなと思います。これは本人の申告がなければ、事実というのは見えてこなかつたと思います。そういう中で現場でも処分されたということですよ、本来イマジンに問うべきところがイマジンに問えないから、現場を処分した、そういうお話でありましたが、やはりしっかりと再考していただけないかと思います。そこでもう一度伺います。撤回、見直しというのはできませんか。

副市長

先ほど読まれていたものを聞いてですが、責任とか処分について見解の相違があるなあということ、今、私は思っております。まあそれはそれとして一つ申し上げますと市の職員、市長、私（副市長）それから議員の皆さん方は、選ばれし者だと思えます。先ほどの文章は市民の方の中でどうだということです。選ばれし者は選ばれただけの責任というものがあります。それは倫理責任かもしれません。もう一つあるのが、公務員法に一つの枠組みとして、「ここまでやったら責任、取りなさいよ」というのがあつたわけですね。それにのっつて今回やっているわけでありまして、答えは、撤回は先ほど言いましたようにする予定、というかしません。当局というか、私どもが好き勝手に基準がなく処分をしているというわけではないので、公務員法という枠組みの中で処分をしている、あ

るいは、特別法の中でやっておるということでありますので、まあ、一般的に言えば、選ばれし者がそれなりの責任を取るべきという世間の要請にこたえるという必要があるのではないかと、こんなふうに思っております。

新実祥悟

私の認識として、委員会として処分されたという認識ではおるのですが、またもう一度申しますが、この議場の場で、議員の皆さんに議案として出されて、裁可されたということはですね、委員会として責任があるなら議会としてもあるのかな、とそんなふうにも思ってしまうのですよ。副市長が「そうではないんだ。自分だけなんだ」とそうおっしゃっていますけど、私自身も、委員会にしる、議会にしてもですね、まあ、善意の当事者であったと思っていますので、そうではないのだと私は思いたいのですよね。ただ、副市長があくまでも、自分だけだと、シンボリックに自分だけだとおっしゃるならそうなのかもしれませんが、こういった善意の当事者に対する利己的な処分の要求ですとか、その実行というのは、どうなのかなと、これからもこういった場面というのは、出てくると思います。ですからそういった場面が出たとしても慎重に考えていただきたいなあと思います。この場合何故、（私があえて言わせていただきますが）たとえば職員が使い込みをしたとか、そういう問題とは、またちょっと違うのですよね、一生懸命、職員の皆様が働いて部長さんたちもそうですが、いかに市民会館の業務をとめないようにするかとか、そういった苦しい判断の中で、たまたま、市としての損失が2千数百万あったということなのですが、それは確かに市民の皆様にご迷惑をかけたことは事実なのですが、苦しい判断の中でされて、そして目標としては間違いなく市のために財政再建のために行っているというそういう目標のために行ってきたわけですので、そういったことの観点からみて処分というものもしっかりと考えていただきたいなとそういうふうに思います。

時間のほうが参りましたので、私の質問は以上とさせていただきます。